設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年３月13日受付分）

特定非営利活動法人
宝塚自治会＆地域支援ネット

縦覧期間

令和８年３月13日（金）から
令和８年３月27日（金）まで

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネットという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、宝塚市をはじめとして同市周辺地域の自治会・地域コミュニティに対して、活動支援と市民の防災意識向上をはかる事業を行い、福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
⑴　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
⑵　社会教育の推進を図る活動
⑶　まちづくりの推進を図る活動
⑷　災害救援活動
⑸　地域安全活動
⑹　情報化社会の発展を図る活動
⑺　経済活動の活性化を図る活動
⑻　消費者の保護を図る活動
⑼　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
⑴　自治会活動支援事業
⑵　自治会・地域コミュニティ交流事業
⑶　防災訓練・被害状況報告システム普及研修会事業
⑷　子どもの環境を知る交流事業
⑸　障がいを知る交流事業
⑹　広報事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

⑴　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

⑵　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

⑶　協力会員　この法人の目的に賛同し、活動に協力する意思を持つ個人

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退会の申し出があったとき。

⑵　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

⑶　継続して２年以上会費を滞納したとき。

⑷　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴　法令、定款に違反したとき。

⑵　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）
第13条　この法人に次の役員を置く。
⑴　理事　３人以上
⑵　監事　１人
２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

（選任等）
第14条　理事及び監事は、総会で選任する。
２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事を兼ねることはできない。

（職務）
第15条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる業務を行う。
⑴　理事の業務執行の状況を監査すること。
⑵　この法人の財産の状況を監査すること。
⑶　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
⑷　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
⑸　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
⑴　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
⑵　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
⑴　定款の変更
⑵　解散
⑶　合併
⑷　事業報告及び決算
⑸　役員の選任、解任及び報酬
⑹　入会金及び会費の額
⑺　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
⑴　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
⑵　正会員総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
⑶　第15条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、正会員の中から選任する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第26条、前条第２項、次条第１項第３号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員の現在数
(3)　総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
(4)　議長の選任に関する事項
(5)　審議事項
(6)　議事の経過の概要及び議決の結果
(7)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第31条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画及び予算並びにその変更
(2)　理事の職務
(3)　会員の除名
(4)　総会に付議すべき事項
(5)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(6)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の５分の２以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
(3)　第15条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第33条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（議長）
第34条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）
第35条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第36条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の３分の１以上の同意があれば、その事項について議決をおこなうことができる。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

（表決権等）
第37条　各理事の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第35条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については､次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
⑴　日時及び場所
⑵　理事の現在数
⑶　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
⑷　審議事項
⑸　議事の経過の概要及び議決の結果
⑹　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

（顧問）
第39条　この法人に顧問若干名を置くことができる。
２　顧問は、学識経験者又は本会に功労のあったもののうちから理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
３　顧問は、代表理事の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
４　前２項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定める。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）
第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
⑴　設立当初の財産目録に記載された資産
⑵　入会金及び会費
⑶　寄付金品
⑷　事業に伴う収益
⑸　資産から生じる収益
⑹　その他の収益

（資産の管理）
第41条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理

事が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

２　この法人は借入金をしてはならない。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的

(2)　名称

(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5)　社員の資格の得喪に関する事項

(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7)　会議に関する事項

(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章　雑則

（施行細則）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　　松村　孝三

副代表理事　片山　健一
理　　事　　野田　久美子
同　　細川　知子
同　　加里　浩二
同　　神谷　宏
同　　横山　浩
同　　塚本　俊介
同　　松本　司
同　　髙屋舗　純子
監　　事　　竹田　敦美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結する日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年３月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

⑴　正会員	個人	団体
①　入会金	0円	0円
②　年会費	3,000円	3,000円
⑵　賛助会員	個人	団体
①　入会金	0円	0円
②　年会費	一口1,000円	一口3,000円
⑶　協力会員	個人	
①　入会金	0円	
②　年会費	1　,000円	

役員名簿

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット

役　名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有　無
代表理事	まつむら　たかみ 松村　孝三	[redacted]	有
理　　事 （副代表理事）	かたやま　けんいち 片山　健一	[redacted]	有
理　　事	のだ　くみこ 野田　久美子	[redacted]	無
理　　事	ほそかわ　ともこ 細川　知子	[redacted]	有
理　　事	かさと　こうじ 加里　浩二	[redacted]	無
理　　事	かみや　ひろし 神谷　　宏	[redacted]	無
理　　事	よこやま　ひろし 横山　　浩	[redacted]	無
理　　事	つかもとしゅんすけ 塚本　俊介	[redacted]	無
理　　事	まつもと　つかさ 松本　　司	[redacted]	無
理　　事	たかやしき　じゅんこ 髙屋舗　純子	[redacted]	無
監　　事	たけだ　あつみ 竹田　敦美	[redacted]	無

設立趣旨書

1　趣　旨

宝塚市自治会ネットワーク会議（以下「既設会」という。）は、自治会が水平な関係性の自治会連合体として結成しました。住民自治の土台である自治会活動の後方支援を担い、結成11年になります。近年自治会は、役員の高齢化と家族形態の変化に加え、60代現役の時代になり70代が運営の中心となっています。

既設会も、現役自治会長だけでは運営が難しくなり、2021年第１次組織改革として自治会長経験者の運営参加を推進しましたが、団塊世代の80代突入により難しくなりつつあります。また既設会構成自治会においても役員の担い手不足が課題となっています。

既設会は、これまで任意団体として新人自治会長研修活動・防災研修活動・R-Net 版被害状況報告システム普及活動・メーリングリストでの情報提供活動・ホームページによる情報公開活動などに取り組み、自治会後方支援をしてまいりました。

このたび設立を目指す特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネットは、更なる活動人材の確保と地域活動での市民・多様な団体・グループとの協働をとおして、それら事業の継続に加え、災害への知識を高める普及活動と防災訓練の実施のなかで子どもの育つ環境改善・障がいの方を知る取り組み等を、防災活動を軸につなげ、自治会・地域と協働できる事業へと拡大させていきたいと考えています。

さらに、宝塚市の近隣の地域にも活動を拡げ、共に連携し、市行政との協働により市民へ貢献ができる活動を目指しています。そのためには、非営利活動法人格を取得するのが最も良い方法であると考えました。

2　申請に至るまでの経過（以下「　」は研修会）

2015年	宝塚市自治会ネットワーク会議設立
2018年 3月	シンポジウム「さあ、どうする宝塚の地域自治」
2018年～2019年	「もっと学ぼう！地域自治」研修全５回
2022年 1月	「今、求められる自治会活動を考える」・防災研修会「気象から・・・」
2023年 1月	「知的障がいを知る」
2023年12月	「大災害でも困らない、持続可能なまちづくり」
2024年11月	「地域ごとの災害リスク・マイ避難カード作り」
2025年12月	「道路陥没リスクと地域の安全」
2026年 2月	設立総会開催

2026年2月11日

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット
設立代表者
氏　名　　松村　孝三

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット

１．基本方針

法人設立を機に、これまでの事業実施から得られた経験を地域で自治会をはじめとして、多くの多様な主体と協働し、福祉のまちづくり・災害に強いまちづくりに、活かしていきます。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 自治会活動支援事業	ゴミカレンダー作成	11 月 1 回	宝塚市	自治会員	0
	自治会活動団体保険	7 月 1 回	宝塚市	自治会員	0
(2) 自治会・地域コミュニティ交流事業	自治会と地域のグループとの交流会	7 月 1 回	公民館	市民	0
(3) 防災訓練・被害状況報告システム普及研修会事業	防災訓練実施	11 月 1 回	公民館	市民	0
	被害状況報告システム普及活動	11 月 1 回	公民館	市民	0
(4) 子どもの環境を知る交流事業	子育て環境を知る交流会	年 1 回	公民館	市民	0
(5) 障がいを知る交流事業	障がいを知る交流会	年 1 回	公民館	市民	0
(6) 広報事業	広報誌発行	7 月・2 月	宝塚市	市民	250
	ホームページ・インスタグラムでの情報公開	通年			0

３．事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会　　５月

② 理事会　　年４回

③ 担当会議　年８回

(2) 実施体制

理事及び協力会員で事業実施

令和９年度事業計画書

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット

１．基本方針

これまでの事業実施を継続し、さらに多くの多様な主体と協働し、福祉のまちづくり・災害に強いまちづくりを目指していきます。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 自治会活動支援事業	ゴミカレンダー作成	11月１回	宝塚市	自治会員	0
	自治会活動団体保険	7月１回	宝塚市	自治会員	0
(2) 自治会・地域コミュニティ交流事業	自治会と地域のグループとの交流会	7月１回	公民館	市民	0
(3) 防災訓練・被害状況報告システム普及研修会事業	防災訓練実施	11月１回	公民館	市民	0
	被害状況報告システム普及活動	11月１回	公民館	市民	0
(4) 子どもの環境を知る交流事業	子育て環境を知る交流会	年１回	公民館	市民	0
(5) 障がいを知る交流事業	障がいを知る交流会	年１回	公民館	市民	0
(6) 広報事業	広報誌発行	7月・2月	宝塚市	市民	250
	ホームページ・インスタグラムでの情報公開	通年			0

３．事業実施体制

(1) 会議に関する事項

① 通常総会　５月

② 理事会　　年４回

③ 担当会議　年８回

(2) 実施体制

理事及び協力会員で事業実施

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット

令和８年度活動予算書

（成立の日から令和９年３月３１日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	156,000		
賛助会員受取会費	0		
協力会員受取会費	7,000		
受取会費計		163,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	100,000		
受取民間助成金	450,000		
受取助成金計		550,000	
４．事業収益			
(6) 広報事業	250,000		
事業収益計		250,000	
５．その他収益			
受取利息	661		
雑収入	0		
その他収益計		661	
経常収益計			963,661
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	571,000		
講師謝金	50,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	5,000		
通信費	15,000		
保険料	6,000		
会場費	20,000		
その他経費計	687,000		
事業費計		687,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			

科目	金額		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	5,000		
通信費	30,000		
会議費	20,000		
その他経費計	75,000		
管理費計		75,000	
経常費用計			762,000
当期正味財産増減額			201,661
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			201,661

特定非営利活動法人宝塚自治会＆地域支援ネット

令和９年度活動予算書

（令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	156,000		
賛助会員受取会費	0		
協力会員受取会費	10,000		
受取会費計		166,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	100,000		
受取民間助成金	450,000		
受取助成金計		550,000	
４．事業収益			
(6) 広報事業	250,000		
事業収益計		250,000	
５．その他収益			
受取利息	661		
雑収入	0		
その他収益計		661	
経常収益計			966,661
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	571,000		
講師謝金	50,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	5,000		
通信費	15,000		
保険料	6,000		
会場費	20,000		
その他経費計	687,000		
事業費計		687,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		

科目	金額		
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000		
消耗品費	5,000		
通信費	30,000		
会議費	20,000		
その他経費計	75,000		
管理費計		75,000	
経常費用計			762,000
当期正味財産増減額			204,661
前期繰越正味財産額			201,661
次期繰越正味財産額			406,322